

TAX-FREE SHOPPING GUIDE サービス

本媒体資料の有効期間

■本媒体資料の有効期間は、2015年9月1日～2016年12月31日までとなります。

本媒体資料について

■本媒体資料は、本媒体資料の作成時点におけるTAX-FREE SHOPPING GUIDEサービスの内容を説明するものであり、当社と本サービスの利用者、及び当社のパートナーとの権利義務関係を示すものではありません。本サービスの利用者、及び当社のパートナーは、本媒体資料がかかる性質のものであり、権利義務関係の一切は、別途締結する契約書に従うものであること、及び、本媒体資料の内容に関して、当社が一切の法的責任を負いかねますこと、ご了承下さい。

■本媒体資料に記載の料金は、別途の表示のない限り、本体価格です。消費税は別途申し受けます。

■本媒体資料に記載された製品名またはサービス名は、各社の登録商標または、当社がその知的財産権を有するサービス名称やサービス表記です。

■本媒体資料の内容は予告無く変更する場合がございます。



総代理店: 株式会社トリプルアイ
本社/日本オフィス

住所: 〒542-0081
大阪市中央区南船場2-10-30 豊城ビル6F

TEL: 06-6484-7707

FAX: 06-6251-7757

お問い合わせ: <http://taxfreejapan.net/jp/contact/>

企画・制作: 株式会社シーズ
運営

住所: 〒542-0081
大阪市中央区南船場2-10-30 豊城ビル6F

TEL: 06-6484-7707

FAX: 06-6251-7757

運営会社概要



総代理店: **株式会社 トリプルアイ** 本社／日本オフィス

住所: 〒542-0081
大阪市中央区南船場2-10-30
豊城ビル6F
TEL: 06-6484-7707
FAX: 06-6251-7757

お問い合わせ:
<http://taxfreejapan.net/jp/contact/>

役員: 三宅基生 (代表取締役／日本代表)

事業内容:

1. 広告・販促・広報の企画、制作、印刷の実施および代理
2. マルチメディア・ホームページの企画、制作、運用、およびインターネットを利用した通信販売
3. 翻訳・通訳および書籍の出版、販売
4. イベント・コンベンションなどの実施および代理
5. マーケティングリサーチ業務、ビジネスコンサルティング業務および会社設立のサポートに関する業務
6. 撮影および取材に関する業務
7. 前各号に付帯する一切の業務

企画・制作・運用: **株式会社シーズ**

住所: 〒542-0081
大阪市中央区南船場2-10-30
豊城ビル6F
TEL: 06-6251-7707
FAX: 06-6251-7757
WEB: <http://www.ccc-inc.com/>

資本金: 1,500万円
代表者: 三宅基生 (代表取締役／日本代表)
設立: 1990年10月



事業内容:

1. 国内外向け広告宣伝制作
2. ホームページ制作・マルチメディアコンテンツ
3. 販促／広報の企画・制作・印刷
4. キャンペーン・イベント制作・実施

TAX-FREE SHOPPING GUIDEサービスのご紹介

本サービスはAppStore/Google Play/Amazonアプリストアで提供するアプリケーションを用いたサービスです。



Amazonアプリストア

本資料内で使用されるアプリの画像は全てAndroid OS上の画面表示となります。iOSでは表示が異なります。

- Android、Android OS、Google Play、Google マップはGoogle Inc.の商標または登録商標です。
- Appleは、米国および他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。
- IOSは、米国およびその他の国におけるCisco社の商標または登録商標であり、ライセンスに基づき使用されています。
- Amazon、Amazonのロゴ、Amazon.co.jp、Amazon.co.jpのロゴは、Amazon.com, Inc.またはその関連会社の商標です。

※ Google Playは、現在中国国内で使用することができませんので、Android OS版アプリを中国でダウンロードする場合、Amazonアプリストアからとなります。

本資料内でいう地域版の対象となる都道府県は以下となります。

【関西版】: 滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山の6府県

【東京版】: 千葉、埼玉、東京、神奈川の4都県

【九州版】: 九州7県と沖縄県

【北海道版】: 道内全域

【中部・北陸版】: 山梨、長野、静岡、愛知、三重、岐阜、福井、石川、富山、新潟の10県

【中国・四国版】: 岡山、広島、鳥取、島根、山口、香川、徳島、高知、愛媛の9県

【東北版】: 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬の9県

TAX-FREE SHOPPING GUIDEサービスのご紹介



株式会社シーズが開発している、インバウンド観光客を対象にした、ショップ誘導アプリです。観光庁が公開している免税店リスト (<http://tax-freeshop-wifi.jnto.go.jp/eng/index.php>) を基に、機能を追加してアプリ化し、無料配布いたします。

基本機能（以下の機能は無料に対応しています）

関西/東京/九州/北海道/中部・北陸/中国・四国圏/東北圏の免税店を網羅

上記圏内の免税店リスト※に登録されている免税店を網羅いたします。登録情報は定期的に免税店リストを確認し、本アプリに反映させていきます。

※観光庁が公開している免税店リスト

多言語対応

英語・簡体中国語・繁体中国語・韓国語の4言語に対応するアプリをご用意しています。（iOS・Android OS のアプリとなります。）

お店のカテゴリーから検索

都府県別に、22に分類されたお店のカテゴリーを選択して検索することができます。各カテゴリーは独自のアイコンで表示され、どの国の方にも、理解しやすいよう配慮しています。

施設の基本情報表示にくわえ、旅行者に便利な経路案内

Google Naviとリンクして現在地からショップへの経路案内を行うことができます。

お気に入りショップ

お気に入りのショップをアプリ内で登録し、タップ1つで呼び出すことができます。

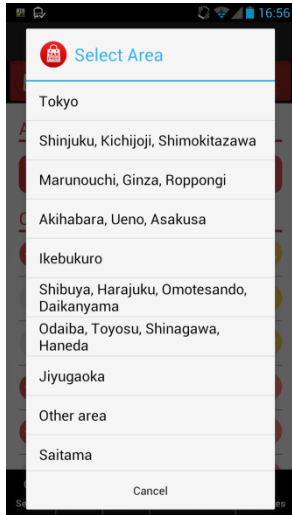


※Amazonアプリストアでも配信中

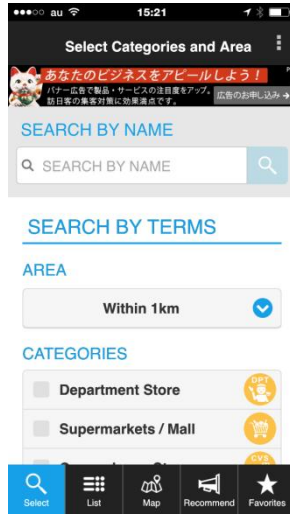
基本機能各画面のご紹介

シンプルな操作方法とアイコン表示で
誰にでも使えるアプリです。

【基本画面】



選択画面
(画面は東京版)



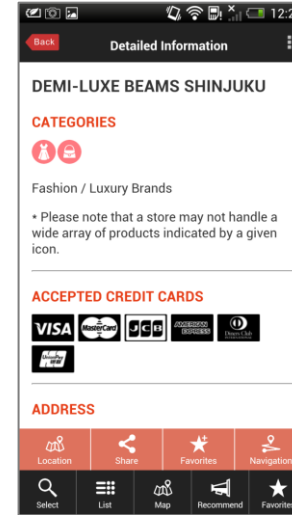
選択画面 (カテゴリー)
カテゴリー選択に加え、現在地から
1km内のショップを検索機能)



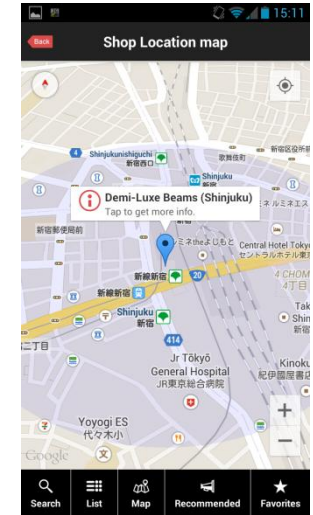
検索結果
テキスト+アイコン表示画面



検索結果
マップ表示画面

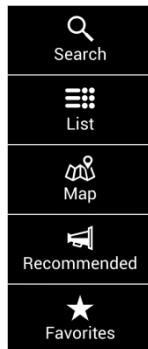


ショップ基本情報画面



ショップマップ画面

【グローバルメニュー】



- 検索画面 (地域・カテゴリー) へ移動
- 検索結果テキスト+アイコン表示画面へ移動
- 検索結果マップ表示画面へ移動
- おすすめショップ一覧画面へ移動
- お気に入りショップ一覧画面へ移動

【ショップメニュー】



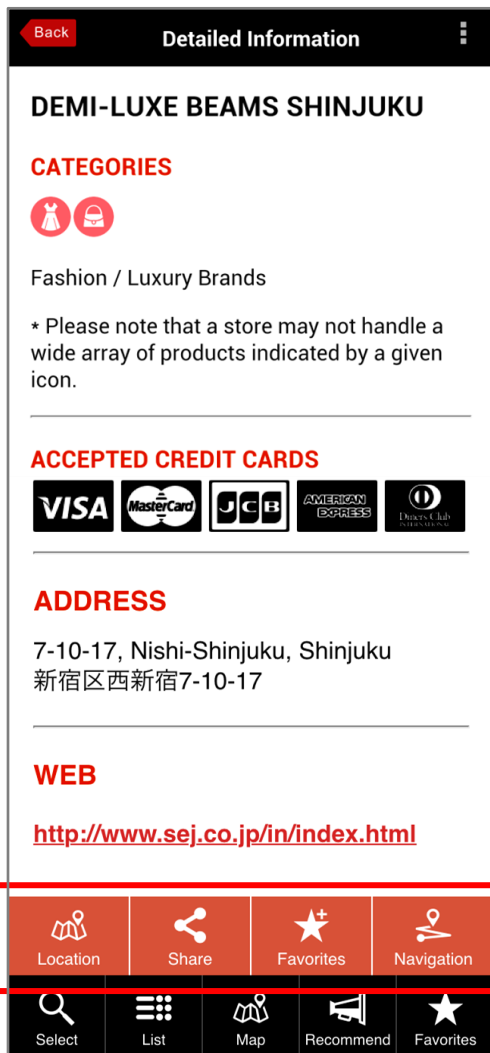
- ショップマップ画面へ移動
- メール・SNS等とのシェア連携
- お気に入りショップ登録
- お気に入りショップ削除
- Google Navi起動

【22の取り扱い製品によるお店カテゴリーアイコン】



ショップ基本情報のご案内

基本情報はすべての登録店舗に無料で対応しています。



公開データを基に以下の情報を掲載しています。

←ショップ名称

←カテゴリ

※観光庁の分類をさらにわかりやすく細分化し、グラフィカルなアイコンで表示しています。

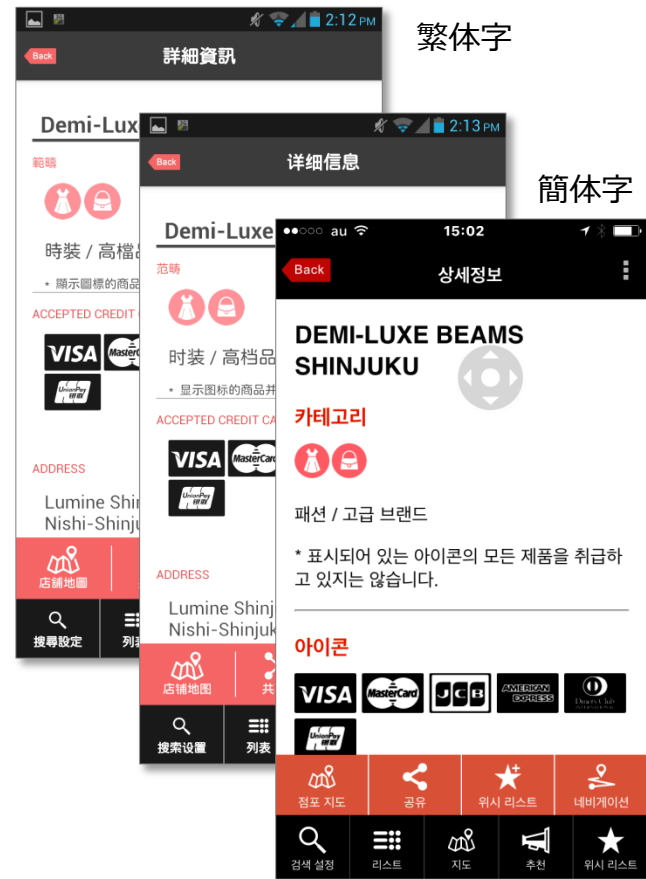
←ご利用ができるクレジットカード

←住所表記

←Webサイトへのリンク

←赤色のボタンは左から、

- ・ショップのマップ表示
- ・メールやSNSでシェアできるボタン
- ・お気に入り登録ボタン
- ・現在地からショップへの経路案内ボタン（Google Naviを起動）



繁体字

簡体字

韓国語

英語を含め、4言語に対応！

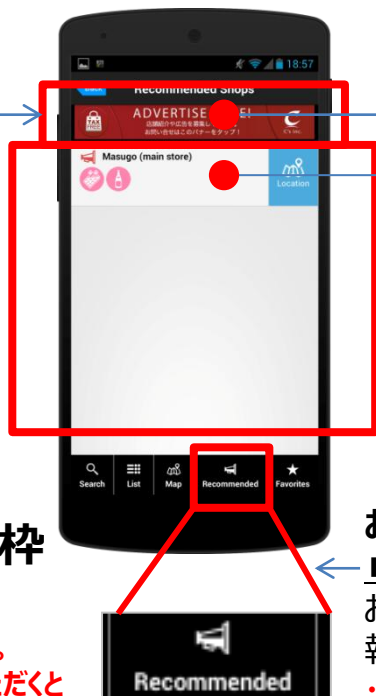
バナー広告と「おすすめショップ」登録・掲載サービスのご紹介

バナー広告と「おすすめショップ」登録・掲載サービスのご紹介

「バナー枠」
+
特別枠限定3社

「おすすめショップ」
登録・掲載サービス枠
+

- 1 : お店情報を4言語で紹介。
- 2 : おすすめショップに登録いただく
基本機能の検索結果一覧リストに
おすすめショップアイコンを設置します。
- 3 : クーポン表示で来店促進



バナー枠

■ 対象：企業・店舗全般

アプリ内のバナーから、任意のWebサイトに誘導

- ・22業種カテゴリで最大5件限定
- ・最大50件のメディア枠
- ・バナーは8秒でランダム表示※
- ・3社限定の特別枠の設定有



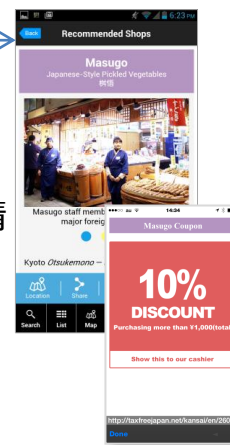
★ご指定のWebサイトへ

おすすめショップ登録・掲載サービス枠

■ 対象：免税品店舗限定

おすすめボタンをクリックして、お店の詳細情報を表示します。

- ・おすすめショップ一覧リストにランダム表示※
- ※表示順を任意に変えることはできません。



★ 他店と差をつける！

おすすめショップ登録店舗様
限定の詳細情報

ショップ様の
4カ国語紹介サイトを実現！

さらに、クーポン表示で
来店動機の向上を促進！！

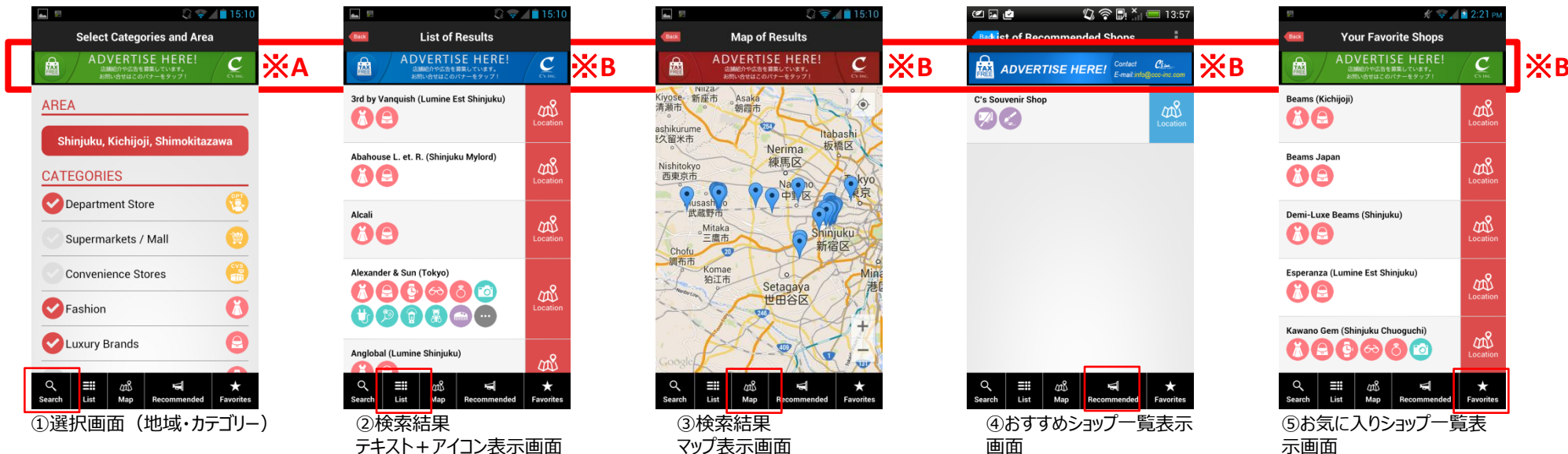
4言語
英語、簡体中国語、
繁体中国語、韓国語

バナー広告について

バナー広告表示画面と仕様

バナーはリストとは関係なく、メーカーや宿泊施設、レストラン等の業種でも出稿いただけます。

【基本画面】



検索項目選択画面①、および一覧表示画面②③④⑤に表示いたします。

（個店情報画面には表示されません）

- ネットワークが使えない環境では、原則として表示されません。
- バナーをタップすると、ご指定のリンクを設定したWEBページへアクセスします。
- バナーサイズは固定です（700X100pix、PNG形式）。アニメーションは不可です。
- ※A ①の画面のバナーは3社限定、画面表示の度にランダムに固定表示します。
- ※B ②～⑤の画面のバナーは8秒毎にランダムにローテーション表示します。

【主な販売先】

訪日客をターゲットにしているビジネス全般

- 百貨店（および大手流通グループ）
- 大手量販店（ドラッグストア/家電）
- 高級ブランド（ファッション/貴金属）
- ショッピングモール
- 旅行代理店
- 化粧品メーカー
- 医薬品メーカー
- 飲料・食品メーカー（お酒/お菓子）
- ホテル等宿泊施設
- 金融機関
等...

バナー広告出稿料金

免税店以外の店舗・企業など幅広い業種の方にご利用いただけます。

掲載期間	3ヶ月	6ヶ月
7地域版同時掲載	180万円	360万円
東京版限定	90万円	180万円
関西版限定	60万円	120万円
九州版限定	45万円	90万円
北海道版限定	45万円	90万円
中部・北陸版限定	45万円	90万円
中国・四国版限定	30万円	60万円
東北版限定	30万円	60万円

■単位:円 料金は全て1バナー毎・消費税別途

バナーはご支給ください。弊社でバナー制作も別費用で承ります。

【仕様】 700X100pix PNG形式（アニメーション不可）。

外部WEBリンクとなりますので、誘導ページのURLを準備願います。

※毎月10日出稿締切、翌月1日に運用を開始いたします。

3社限定の特別枠として上記掲載料の50%割り増しで「選択画面(地域・カテゴリー)」ページ内にバナーを掲載することができます。
詳しくはお問い合わせください。

※最多50社、1カテゴリー最大5社限定です。

●カテゴリー一覧

- Department Store
- Supermarkets / Mall
- Convenience Stores
- Fashion
- Luxury Brands
- Watches
- Eyeglasses
- Jewelry
- Cameras
- Home Appliances
- Sporting Goods
- Leisure Goods
- Toys / Dolls
- Medicine
- Cosmetics
- Confectionary
- Food & Sake
- Japanese Handcrafts
- Folk Crafts
- Antiques / Artwork
- Ceramics
- Others

※ホテルやレストラン、メーカーなど観光庁の免税店リストと関係なく、出稿いただけますのでお気軽にご相談ください。

お申し込みは、
右の代理店
までご連絡
ください。

株式会社トリプルアイ
TEL. 06-6484-7707
<http://taxfreejapan.net/jp/contact/>

「おすすめショップ」登録・掲載サービスについて

「おすすめショップ」登録画面と仕様

有料の「おすすめショップ」に登録していただくと、ショップ情報をより強化することができます。



「おすすめショップ」登録は、旅行前の情報収集で選択される確率が無料版よりもアップします。

本アプリの中でショップ様の4カ国語紹介サイトを実現
さらに、クーポン表示で来店動機の向上を促進！！

強化ポイント

詳細情報の表示 + 4言語のアプリ対応

4言語：英語、簡体中国語、繁体中国語、韓国語

基本情報に加え、写真（6点まで）や紹介アピール文（200文字程度）、WEBサイトへのリンク、電話番号、ロゴマークなどの情報を表示します。しかも4言語のアプリに掲載します。

Recommend一覧 枠内に表示

地域やカテゴリで絞りこまれたリストから、さらにRecommendボタンをタップすることで絞り込み表示します。表示順はアクセス毎にランダムに表示します。

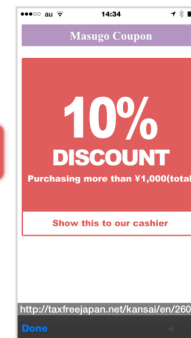
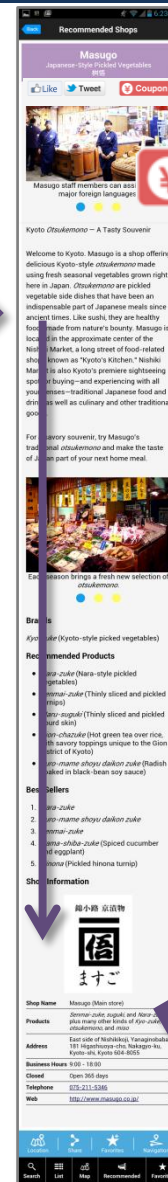
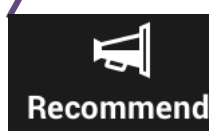
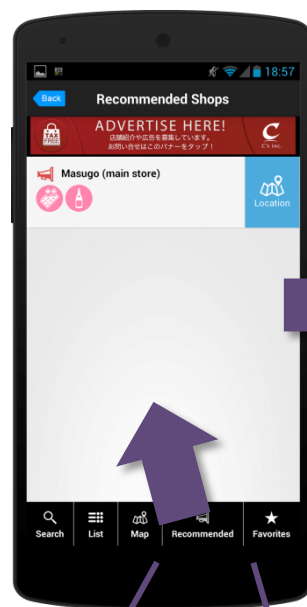
クーポンの発行

商品やサービスの割引情報を追加することができます。複数毎の表示にも対応いたします。

検索結果テキスト+アイコン表示画面で上位表示

基本機能で表示する際はアルファベット順が基本です。登録いただくと、おすすめショップアイコンを店名横に表示し、検索結果テキスト+アイコン表示画面でも上位に表示されます。

※観光庁の免税店リストにないショップは登録できません。



クーポン発行

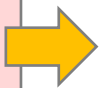
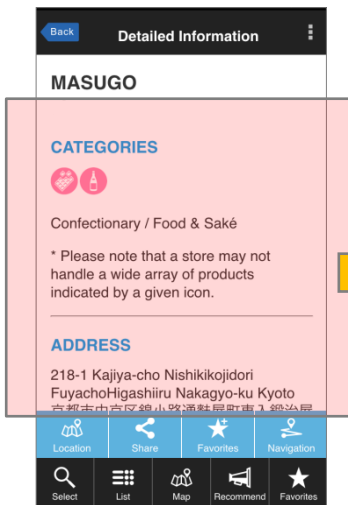
店舗へのナビゲーション



バナー広告と「おすすめショップ」登録の拡大画面

基本情報のみ

おすすめショップ登録で写真を用いた詳細な店舗紹介！ 4言語の店舗サイトで送客をお手伝い



SNSによる情報拡散と共有

お好みに応じてクーポンなどの表示機能

商品やサービス毎に複数のクーポンを表示できます。必要に応じてご相談ください。

旅行者が今いるところから、おすすめショップに行くまでの行程をナビゲーションします。

「おすすめショップ」登録・掲載サービスご利用料金

※観光庁の免税店リストにないショップは登録できません。



Recommend

【初期登録費用】
基本料 5万円

(4言語／日本語支給／
写真等の素材支給前提)



おすすめショップとは

- 観光庁の免税店リストに登録されているお店
- 観光客をもてなす従業員教育を行っているお店

※毎月10日出稿締切、翌月1日に運用を開始いたします。

単位（円）・消費税別途／すべて 1店舗の月額料金（最低6ヶ月契約）

本ユーザーの店舗規模 （出店従業員数）※	～5名	～10名	～20名	～50名	51名～
店舗規模（売場面積）	～50㎡	～100㎡	～250㎡	～500㎡	～501㎡
等級	等級1	等級2	等級3	等級4	等級5
東京版定価（参考）	30,000	60,000	120,000	200,000	300,000
関西版定価（参考）	20,000	40,000	60,000	80,000	150,000
九州版定価（参考）	15,000	30,000	45,000	60,000	80,000
北海道版定価（参考）	15,000	30,000	45,000	60,000	80,000
中部・北陸版定価（参考）	15,000	30,000	45,000	60,000	80,000
中国・四国版定価（参考）	10,000	20,000	30,000	40,000	60,000
東北版定価（参考）	10,000	20,000	30,000	40,000	60,000

※出店従業員数とは店舗に出る職種別従業員の1日当りの人数

等級は、掲載店舗の従業員数及び売場面積に基づく店舗規模に従って認定されます。但し、従業員数による等級と売場面積による等級が異なる場合、より上位の等級（等級5が最上位）が認定されることとなります。

【登録／制作仕様】

4言語対応（英語、簡体中国語、繁体中国語、韓国語）

★日本語のアピール文（200文字程度）をご用意ください。

★写真（ショップの外観・内観3カット程、おすすめの商品3カット程）をご用意ください。

★ショップのロゴがある場合、掲載いたします。

★クーポンが必要な場合、掲載いたします。

★ショップのホームページがある場合、リンク情報を掲載いたします。

★電話番号を表示、タップで電話アプリを起動します。

★Google Naviを起動して、現在地からショップまでのルートを表示します。

※ネットワークが使えない環境では表示されません。

お申し込みは、右の代理
店までご連絡ください。

株式会社トリプルアイ

TEL. 06-6484-7707

<http://taxfreejapan.net/jp/contact/>

お申込みから公開の流れ

お客様

①お問い合わせ
弊社又は代理店

<http://taxfreejapan.net/jp/contact/>
弊社へのお問い合わせはこちらのフォームから

②申込依頼

③毎月10日締切 申込書作成・原稿準備・ご出稿

- 「おすすめショップ」情報登録の場合、基本情報に表示する原稿を準備していただきます。
 - ★日本語のアピール文（200文字程度）をご用意ください。
 - ★写真（ショップの外観・内観3カット程、おすすめの商品3カット程）をご用意ください。
 - ★ショップのロゴがある場合、掲載いたします。
 - バナーは700X100pix PNG形式（アニメーション不可）でデータを準備願います。
外部WEBリンクとなりますので、誘導ページのURLを準備願います。
- ※広告掲載後の変更は内容に応じて別途費用となります。

④内容ご確認のうえ承認

⑤翌月1日公開

原稿準備の調整や制作内容のご確認にお時間がかかる場合があります。
その場合、翌月1日の公開が困難な場合がございます。

弊社又は代理店

お問い合わせ内容に応じてご説明

申込用紙を送付又は訪問

原稿準備のお手伝いと店舗等級のご確認と審査を
目的に、訪問を行い申込書を受領します。

※目安として、月末にお申込のご依頼をいただくと、
10日の締切日への対応が円滑に進みます。

ご請求書発行
翌月10日までにお振り込み

制作内容の確認依頼

本媒体の主体アプリのプロモーションについて

海外、国内で下記のような各種のプロモーションを計画し、順次実施しています。

海外で = 旅行前の情報収集

WEBサイトの運営

アプリのホームページを運用いたします。

旅行会社・航空会社

現地送客旅行会社・航空会社等にアプリ紹介をしていただけるよう、働きかけます。

旅行博での案内

現地で開催される旅行博覧会等でアプリ紹介をいたします。

ブロガーによる紹介

現地の人気ブロガーがアプリ紹介記事を投稿いたします。

口コミ・SNS

アプリ内からのシェア機能により、SNSでの拡散を図ります。

日本で = 旅行中の情報収集

観光局からのアプリ紹介

各地の観光局の協力で、各種媒体でアプリを紹介していただきます。

国内旅行会社・航空会社

国内のツアーオペレータ、航空会社にアプリを紹介していただけるよう、働きかけます。

広告

海外向け旅行媒体に広告出稿をいたします。

口コミ・SNS

アプリ内からのシェア機能により、SNSでの拡散を図ります。

広告ガイドライン・利用規約

バナー広告及びおすすりめ登録ショップの広告掲載内容ガイドライン

はじめに

■おすすりめショップ登録・掲載の対象となる店舗は、観光庁の免税店リストに掲載されている店舗もしくは免税店許可を取得している店舗に限ります。

■バナー広告の出稿の対象となる店舗と企業は、免税店許可の取得は不要です。

■お申し込みいただいた広告及び当該広告のリンク先の表現・コンテンツが、当社の定める広告掲載基準に抵触する場合、又は抵触するおそれがあると当社が判断した場合、その他当社が不適当と判断した場合、当社は、バナー広告、及びおすすりめ登録店舗の広告掲載をお断りさせていただきますこととなります。

■掲載された広告及び当該広告のリンク先の表現・コンテンツが、お申し込みいただいた内容と異なる場合、及び当社の定める広告掲載基準に抵触する場合、又は、抵触するおそれがあると当社が判断した場合、その他当社が不適当と判断した場合、その掲載を中止させていただきますこととなります。

当社が広告の掲載をお断りすることとなる具体例(当社広告掲載基準抜粋)

1 内容が不適切である広告

- (1) 誇大、虚偽、詐欺、誤認の誘発、不当な断定的表現、その他広告の対象となる商品又はサービスの広告として適切ではないと判断されるもの
- (2) 暴力表現、暴力を誘発する表現、残虐な表現、その他、犯罪を惹起することを容認すると認められる表現を含むもの
- (3) わいせつ表現を含むもの
- (4) 他人の名誉又は信用を毀損する、プライバシーや、肖像権を侵害するもの
- (5) 根拠のない、又は実証されていない情報に基づく広告で、いざづらに不安を煽るもの
- (6) 特定の民族、国家、宗教団体、その他の団体や個人の尊厳を毀損するもの
- (7) 不当な差別的表現、比較的表現を含むもの
- (8) 他の広告に比して明らかに品を欠くなど広告に触れる者に不快感を与えるもの
- (9) 商標権、著作権、その他の知的財産権を侵害するもの
- (10) 適用される法律、規則、行政機関の定めるガイドライン・規約(以下、「法令等」といいます。)に違反するもの
- (11) 宗教的中立性を害するもの
- (12) その他、当社が公序良俗に違反する等として不適切であると判断するもの。

2 不適切な商品・サービスを対象とする広告

- (1) 模倣品、詐欺、又は法令等に違反する商品又はサービスを対象とするもの
- (2) 実際には取り扱いのない商品又はサービスに関するもの

3 必要な記載のない広告

- (1) 広告主の明示がなく、また、明示された広告主の所在等が不明であるもの
- (2) 法令等によって求められる表示が記載されないもの
- (3) 広告の対象となる商品又はサービスの販売先が法令等によって制限される場合、その制限が記載されないもの

4 必要な許可・認可のない広告

- (1) 法令等が求める許可・認可・届出等を得ないもの
- (2) 法令等が定める許可・認可・届出等の範囲を逸脱するもの

5 その他

- (1) コンピューターに被害をもたらすプログラムを組み込み、または、それらのプログラムを誘発するもの
- (2) 不当に広告に触れる者の情報を利用することを目的とするもの
- (3) 広告に触れる者の意図しないリンク先や、操作を誘発するもの
- (4) 当社のサービスに過度の負担を与え、その他、当社の正常なサービスの提供に支障を来すもの

当社の免責について

- (1) 当社は、掲載広告に対して、一切の責任を負いかねます。掲載広告に関連して第三者に何らかの損害が発生した場合、自己の責任によりこれを解決して頂きます。また、掲載広告に関して、当社に何らかの損害又は損失が発生した場合、その一切の賠償又は補償をして頂きます。
- (2) 当社は、事前に通知することなく、当社の提供するサービスの内容の全部又は一部を変更、修正、追加または削除することがあります。それに関連して、広告掲載にあたっての技術上の条件等が変更される場合においても、それによって生じる損害又は損失を、当社は一切賠償・又は補償しかねます。
- (3) 当社は、広告の掲載、掲載の継続、掲載の中止に対して、完全に自由な裁量を有します。当社の判断によって、広告の掲載を認めなかったとしても、そのことによる何らの損失又は損害に対して、当社は、一切の責任を負いません。
- (4) 当社は、サーバーや回線の保守、工事作業、または障害などで一時的に当社のサービスの提要进行を停止することがあり、そのことによる何らの損失又は損害に対して、当社は、一切の責任を負いません。
- (5) 当社は、当社のサービスに関連して、利用者何らかの損害(直接的か間接的か、付随的か又は派生的かを問いません)が発生したとしても、一切の責任を負いません。但し、当社が、本サービスを販売できないことを原因として、その期間に対応する代金を当社が受け取っている場合、受領した代金の限度で、その損害を填補します。

平成27年1月1日制定 株式会社トリプルアイ

広告掲載規約

第1条(総則)

本規約は、株式会社トリプルアイ(以下「当社」という。))は、株式会社シーズが企画及び制作し、当社が総代理店として運営するアプリケーションソフトであるTAX-FREESHOPPINGGUIDEサービス(以下「当社媒体」といいます。))へのバナー広告およびおすすめショップ登録・掲載サービス(以下「広告掲載」という。))に関する契約条件となります。

第2条(広告掲載契約の成立)

1. 広告掲載を希望する者(以下、「申込者」といいます。))が広告掲載の申込みを行う場合は、当社の定める様式の申込書(以下、「申込書」といいます。))によるものとします。
 2. 当社と申込者との間に書面による事前の合意がない限り、ここに記載されている契約条件が変更されることはありません。申込書に本規約に定める事項と異なる記載がある場合にも、第6条1項に定める支払条件を除き、本規約が優先して適用されるものとします。
 3. 申込者からの広告掲載申込みに対して、当社が遅滞なく承諾の意思表示をしたと本規約と申込書を契約内容とする広告掲載契約が成立します。
- ただし、当社は、広告掲載開始日を調整する権利を留保させていただきます。

第3条(申込者の責務)

1. 申込者は、申込みにかかる広告およびリンク先の内容が各種法令に違反している、第三者の権利を侵害するものではないことおよび記載内容に係わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを当社に対して保証するものとします。
 2. 第三者から当社に対し、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、申込者の責任および負担において解決するものとします。
- ただし、当該損害が当社の責に帰すべき事由に起因する場合はこの限りではありません。

第4条(広告掲載基準)

当社では、申込者からの広告掲載申込みにあたり、掲載する広告の内容及び当該広告のリンク先の内容が以下の各号(以下、「本広告掲載基準」といいます。))に該当するか否かの審査を行い、本広告掲載基準に違反すると判断した場合には、当社は第2条3項の承諾を行わないものとします。

1 内容が不適切である広告

- (1) 誇大、虚偽、詐欺、誤認の誘発、不当な断定的表現、その他広告の対象となる商品又はサービスの広告として適切ではないと判断されるもの
- (2) 暴力表現、暴力を誘発する表現、残虐な表現、その他、犯罪を惹起することを容認すると認められる表現を含むもの
- (3) わいせつ表現を含むもの
- (4) 他人の名誉又は信用を毀損する、プライバシーや、肖像権を侵害するもの
- (5) 根拠のない、又は実証されていない情報に基づく広告で、いたずらに不安を煽るもの
- (6) 特定の民族、国家、宗教団体、その他の団体や個人の尊厳を毀損するもの
- (7) 不当な差別的表現、比較的表現を含むもの
- (8) 他の広告に比して明らかに品を欠くなど、広告に触れる者に不快感を与えるもの
- (9) 商標権、著作権、その他の知的財産権を侵害するもの
- (10) 適用される法律、規則、行政機関の定めるガイドライン・規約(以下、「法令等」といいます。))

に違反するもの

- (11) 宗教的中立性を害するもの
- (12) その他、当社が公序良俗に違反する等として、不適切であると判断するもの。

2 不適切な商品・サービスを対象とする広告

- (1) 模倣品、詐欺、又は法令等に違反する商品又はサービスを対象とするもの
- (2) 実際には取り扱っていない商品又はサービスに関するもの

3 必要な記載のない広告

- (1) 広告主の明示がなく、また、明示された広告主の所在等が不明であるもの
- (2) 法令等によって求められる表示が記載されないもの
- (3) 広告の対象となる商品又はサービスの販売先が法令等によって制限される場合、その制限が記載されないもの

4 必要な許可・認可のない広告

- (1) 法令等が求める許可・認可・届出等を得ないもの
- (2) 法令等が定める許可・認可・届出等の範囲を逸脱するもの

5 その他

- (1) コンピューターに被害をもたらすプログラムを組み込み、または、それらのプログラムを誘発するもの
- (2) 不当に広告に触れる者の情報を利用することを目的とするもの
- (3) 広告に触れる者の意図しないリンク先や、操作を誘発するもの
- (4) 当社のサービスに過度の負担を与え、その他、当社の正常なサービスの提供に支障を来すもの

第5条(広告料金)

1. 当社が媒体資料で定める料金表のとおりとします。料金は申込者に予告なく変更する場合があります。
2. 次の費用は広告料金には含まれません。
 - ① バナー広告原稿の制作費用
 - ② おすすめショップ登録・掲載サービスのロゴ制作、入稿用資料作成費用など
 - ③ メディアプラン作成費用
 - ④ 入稿に伴う通信費用

第6条(広告料金の支払方法)

1. 当社は、申込者に対し、当該広告掲載の申込みを行った日(申込書記載の申込日)の月末までに広告料金の請求書を発行するものとし、申込者は、当社から請求された当該広告料金の全額を翌月10日までに支払うものとします。本項の規定にかかわらず、広告掲載期間が2か月以上に渡る場合など当社が特別必要と認めた場合には支払条件を変更することがあります。この場合、当社は変更した支払条件を申込者に通知するものとします。
 2. 契約成立後から広告掲載開始前もしくは掲載期間中に申込者の都合による解約が行われた場合には、解約の申込がなされた日の属する月の末日までに広告料金の請求書を発行するものとし、申込者は、第11条の定めに従い算定された金額を翌月10日までに支払うものとします。
 3. 本条に定める広告料金の支払は、当社が定める銀行口座に、広告料金に消費税および地方消費税を加えた額を振込むことによって行うものとします。
- なお、振込手数料は申込者の負担とします。

広告掲載規約

第7条(支払遅延の効果)

1. 申込者が第6条に定める支払を遅滞した場合、当社は広告掲載契約および遅滞のあった時点で成立している他の広告掲載契約に基づく広告掲載の全てを申込者による支払がなされるまで履行しないことができるものとします。この場合、申込者は当該広告掲載がなされないことについて当社に対し損害賠償請求を行うことはできないものとします。
2. 申込者は第6条に定める広告料金の支払を行わない場合、当社に対し、実際の支払日まで、その日数に応じて年利5%の遅延損害金を支払うものとします。

第8条(広告原稿の入稿方法)

1. 申込者が当社媒体に掲載を希望する広告の原稿は、当社が指定する日時までに、当社が広告仕様書において指定する形式・形態で行うものとします。(以下、「入稿」といいます。)また、申込者がすでに入稿した広告の内容を変更する場合も同様とします。
 2. 申込者の故意または過失によって前項に定める入稿が行われなかった場合、当社は広告掲載契約に基づく債務を履行する義務を免れるものとします。
- その場合も、当社は当該広告掲載を行うことができなかった期間を含めて広告料金を申込者に対して請求することができるものとします。

第9条(広告内容の変更)

1. 当社は、広告掲載契約が成立した後も、申込みを受けた広告の内容、形式、もしくはデザインあるいは広告主のホームページの内容等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがある、または本広告掲載基準に抵触していると判断した場合、申込者に対し、当該申込みに係る広告の内容、形式、もしくはデザイン等の変更を求めることができるものとします。
2. 広告掲載開始の前後を問わず、申込者が当社からの前項に基づく申し入れを拒絶した場合、または申込者が直ちに変更を行わない場合、当社は、申込者に対して、催告その他何らの手続きを要せず、債務不履行責任等の一切の法的責任を負うことなく広告掲載契約を解除することができるものとします。この場合においては、申込者からの解約の申込があったものとして第6条2項及び第11条、第12条1項の定めを適用するものとします。

第10条(契約の解除)

1. 申込者が次の各号の一に該当した場合、当社は申込者への催告その他何らの手続きを要することなく、本契約の全部もしくは一部につき履行を停止し、または本契約の全部もしくは一部を解除することができるものとします。この場合でも、当社は、申込者に対して当社が被った損害の賠償請求ができるものとします。
 - (1) 本規約または当社との他の契約に違反し、当社の催告にも拘わらず速やかにこれを履行しないとき、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、競売、租税滞納処分、あるいは営業免許取消などの公権力の処分を受け、または特別清算、会社整理、民事再生手続、会社更生、破産等の法的倒産手続の申立てがあったとき、手形もしくは小切手を不渡りにしたとき、その他申込者の財政状態が悪化したとき当社が判断したとき
 - (2) 申込者または申込者の代理人、代表者もしくは従業員等が法令に違反した場合などで、申込者から委託を受けた広告掲載を継続することが当社または申込者の利益または信用を阻害するおそれがあると当社が判断したとき

- (3) 申込者または申込者の代理人、代表者もしくは従業員等が当社、その関連会社または広告業界の信用を傷つけたとき、またはそのおそれがあると当社が判断したとき
 - (4) 広告またはそこからリンクしたホームページの記載内容の全部または一部が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるとき、または本広告掲載基準に抵触しているとき
 - (5) 広告の記載内容が不適切と当社が判断したとき
 - (6) 第14条に定める反社会的勢力との関与があると当社が判断したとき
2. 申込者が前項の各号の一に該当した場合、申込者が当社に対して負担する一切の債務(この広告掲載契約における債務に限らない)に関する期限の利益は直ちに喪失するものとします。

第11条(契約成立後の申込者の都合による解約)

1. 申込者は、広告掲載契約の成立後においても、申込者の都合で広告配信契約を解約することができますが、その場合、申込者は、第6条2項に従い、当社に対し広告料金に下記の料率を乗じた算出するところの金員を支払わなければならないものとします。

- ① 広告掲載開始日の15日以前に申込者から解約の申込がなされた場合には広告料金の50%と初期登録費用の設定がある場合その100%
 - ② 広告掲載開始日の15日以前に申込者から解約の申込がなされた場合で当社に委託された制作が伴う場合、広告料金と制作物の50%と基本料金の設定がある場合その100%
 - ③ 広告掲載開始日の14日前から掲載終了日までに申込者から解約の申込がなされた場合には広告料金の100%と基本料金の設定がある場合その100%
 - ④ 広告掲載開始日の14日前から掲載終了日までに申込者から解約の申込がなされた場合で当社に委託された制作が伴う場合、広告料金と制作物の100%と基本料金の設定がある場合その100%
2. 広告掲載期間が満了し広告掲載の継続を希望されない場合、広告掲載終了日の2ヶ月前月末までに当社の定める様式の申請書を用いて手続きをしてください。

第12条(契約成立後の掲載期間の変更・延長)

1. 掲載期間の終了日を変更することができますが、掲載期間の終了日以前に終了する場合は第11条の定めが適用となり、掲載終了日までの料金を一括請求とさせていただきます。
2. バナー広告の掲載期間の延長は、掲載終了日の1ヶ月前の月末までに当社の定める様式の申請書を用いて掲載契約の延長手続きをしてください。
3. おすすめショップ登録・掲載サービスの掲載期間は、第11条2項の解約手続きが無い場合、自動的に掲載契約が6ヶ月の延長となります。

広告掲載規約

第13条(免責)

1. 停電・通信回線の事故・天災等の不可抗力、通信事業者の不履行、インターネットインフラその他サーバー等のシステム上の不具合、緊急メンテナンスの発生など当社の責に帰すべき事由以外の原因により広告掲載契約に基づく債務の全部または一部を履行できなかった場合、当社はその責を問われないものとし、当該履行については、当該原因の影響とみなされる範囲まで義務を免除されるものとします。ただし、当社の故意または重過失による場合はこの限りではありません。なお、この場合、当社が掲載を行わなかった部分については申込者の支払債務も生じないものとします。
2. 広告掲載期間の初日及び広告掲載期間中において広告内容を変更した場合、当社は広告掲載調整時間を設定し、当該調整時間内の不具合について、当社は免責されるものとします。
3. 当社媒体に広告を掲載中に、当該広告からのリンク自体が無効となった場合やリンク先のサイトに不具合が発生した場合、当社は当該広告掲載を停止することができるものとし、この場合当社は広告不掲載の責を負わないものとします。
4. 広告掲載契約に関連して、理由の如何を問わず当社が申込者に対し損害賠償責任を負う場合には、当該賠償額は申込者との間の広告掲載契約における広告料金を上限とします。

第14条(掲載物の著作権)

- 掲載物に関する著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は、申込者又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、当社に帰属するものとします。
2. 申込者は、当社が著作権を有する広告掲載デザイン、掲載内の文章を再利用する場合当社に通知のうえ、当社が別途提示する金額、支払方法によって再利用することができます。

第15条(秘密保持)

当社と申込者は、本規約に基づく広告掲載契約の履行に関し知り得た相手方の機密事項について、相手方の書面による承諾を得ない限り、一切第三者に開示、漏洩しないものとします。

第16条(反社会的勢力との取引排除)

申込者は、以下の各号について表明し、保証するものとする。

- (1) 自ら(役員、重要な地位の使用人、これに準ずる顧客等、又は経営に影響力を有する株主等を含む以下自らという)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、団体またはその関係者、その他反社会的勢力(以下総称して「反社会的勢力」という)ではなく、また今後もそのようなことはないこと
- (2) 自らが、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しておらず、また今後もそのようなことがないこと
- (3) 自らが、反社会的勢力を利用していないこと、また今後もそのようなことはないこと
- (4) 反社会的勢力に自らの名義を利用させ、申込者として申込みをするものではないこと。また今後もそのようなことはないこと
- (5) 申込者は、自らをして、当社及び当社の役職員、株主、関係会社、親会社、顧客、取引先等の関係先(以下「関係先等」という)に対し暴力的行為、詐術、驚異的言辞を用いず、相手方及び相手方の関係先等の名誉や信用を棄損せず、相手方及び相手方の関係会社等の業務を妨害しないこと

(6) 当社又は申込者の一方について、この広告掲載の有効期間内に、第16条の行為に該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、この広告掲載を解除することができます。

第17条(管轄)

この広告掲載契約に関する訴訟については、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

第18条(準拠法)

本規約の成立、効力、履行及び解釈には、日本国法が適用されるものとします。

第19条(契約条件の変更)

当社はいつでも本規約の各条項を変更することができるものとします。ただし、既に成立している広告掲載契約については、当該広告掲載の申込みを行った日(申込書記載の申込日)における本規約の各条項が適用されるものとします。

2015年1月1日制定 株式会社トリプルアイ

媒体資料改訂履歴

2015年4月14日：5ページに「本資料内でいう地域版の対象となる都道府県」を追記

2015年4月14日：6ページの文章修正
関西圏・東京圏・九州圏・北海道圏の免税店を網羅（中部/北陸圏準備中）
（iOS版・Android OS 版 = 中部/北陸圏を除き全言語公開中4月14日時点）

2015年4月14日：17ページに「お申込みから公開の流れ」を追加

2015年4月14日：23ページに改訂履歴を追加

2015年7月8日：
1ページ日付変更、5・6ページに中部・北陸版及び中国・四国版追記
4ページ削除
7ページに1km内のショップを検索機能を追記
13ページに中部・北陸版及び中国・四国版のバナー料金追記
15ページにクーポン機能追記
16ページを新たに追加し、おすすめショップと基本情報の差異を拡大表示
17ページに中部・北陸版及び中国・四国版のおすすめショップ料金追記

2015年8月26日：1ページ日付変更

2015年9月11日：東北版追記

2015年11月9日：More Infoボタンを廃止し、Navigationボタンを標準機能化と仕様を改訂。
仕様改訂に伴い4・5・6・8・13・14ページのおすすめショップ内のNavigation機能説明の修正。

2016年1月20日：電話番号シリーズに統一

2016年5月18日：1ページ日付変更